|  |
| --- |
| 資料１ |

**令和７年度 村田町町制施行130周年・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務**

**企画コンペ実施要領**

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、村田町（以下「町」という。）が

実施する令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

**１ 本業務の概要**

**(1) 業務名及び数量**

「令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告

配信業務」一式

**(2) 委託期間**

委託契約締結の日から令和８年３月３１日まで

**(3) 業務の仕様**

資料２「業務仕様書」のとおり。

**(4) 予算額**

8,000,000 円以内（税込）

**２ 参加者の資格要件に関する事項**

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）のすべてを満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案は不可とする。

**【参加資格】**

(1) 本業務の実施について、町の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 過去５年間（令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの期間）に本町又は他官公庁の動画制作又は広告配信業務を受注し完了した実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(4) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 参加届出書類の提出の日から町が委託候補者を決定するまでの期間に、町からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 令和７・８年度村田町入札参加資格業者登録を完了しているもの。（令和７年４月末現在）

**３ 企画コンペ手続等に関する事項**

**(1) 担当部署**

村田町役場総務課総務班 担当：内海

住所：〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫６番

電話：0224-83-2111、ＦＡＸ：0224-83-5740

E-mail：mura-sou@town.murata.miyagi.jp

**(2) 実施要領等の交付**

企画コンペに関する次の実施要領等について、村田町ホームぺージに掲載する。

トップページ（https://www.town.murata.miyagi.jp/）

「トピックス」＞「コンペ参加者募集情報」

|  |
| --- |
| **資料１　企画コンペ実施要領**  **資料２　業務仕様書**  **様式**  **資料３　企画コンペ提案審査要領** |

**(3) 実施要領等に関する質問の受付**

実施要領等に関する質問を【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和７年６月４日（水）午後５時まで

イ 受 付 先 上記３の(1)のとおり。

ウ 提出方法 電子メール又はＦＡＸによる。

エ 回答方法 受付した質問項目と回答を取りまとめて、村田町ホームぺージで公表する。

オ 回答期日 令和７年６月９日（月）

**(4) 参加届出書類の提出**

参加者は、以下により参加届出書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

|  |
| --- |
| **【様式1-2】 企画コンペ参加届出書**  **【様式1-3】 会社概要及び過去５年間の類似事業の主な受注実績** |

イ 提出期限 令和７年６月１３日（金）必着

ウ 提 出 先 上記３の(1)のとおり。

エ 提出方法 **持参又は郵送**により提出すること。

(ｱ) 持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに持参すること。

(ｲ) 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ 参加届出書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は企画コンペに参加できないものとする。

カ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

**(5) 参加資格の喪失**

参加者は、「６ 委託候補者の選定等に関する事項」に定める審査委員による審査の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

**４ 企画提案に関する事項**

**(1) 企画提案書等の作成**

参加者は、資料２「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書等を作成する。

|  |
| --- |
| 【様式２】令和７年度 村田町町制施行130周年・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務企画提案書（任意様式可）  【様式３】見積書（任意様式可）  ※ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額及び税額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。  ※その際、内訳書の項目は①動画制作（本編と短編に区分）と②広告配信に係る経費を明確に区分すること。  【様式４】委任状 |

**(2) 企画提案書等の提出**

ア 提出部数 各１０部

イ 提出期限 令和７年６月２３日（月）必着

ウ 提 出 先 上記３の(1)のとおり。

エ 提出方法 **持参又は郵送**による。

(ｱ) 持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに持参するこ　と。

(ｲ) 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ 提案は、参加者１社につき１提案とし、複数の提案は認めない。また、提出した企画提案書等の書換え、引換、撤回又は再提出を認めない。

**(3) 企画提案の無効**

上記３の(4)オ及びカにより参加することができない者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記１の(4)の予算額を超えた提案

エ その他、本企画コンペに関する条件に違反した事案

**５ 企画提案に関するその他事項**

**(1) 提出書類の取扱い**

ア 参加者が町に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など、日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果、生じた責任は、原則として参加者が負う。

**(2) 企画コンペ参加に要する経費**

すべて参加者が負担するものとする。

**６ 委託候補者の選定等に関する事項**

**(1) 委託候補者の選定方法**

参加者の企画提案の審査は、資料３「企画コンペ提案審査要領」に基づき、審査委員による審査により行う。

**(2) 審査委員による審査**

ア 実施日 令和７年６月２５日（水）午前１０時００分～

　　　　　（参加者が２社以上の場合、タイムスケジュールは別途連絡するものとする。）

イ 場　所 村田町役場２階会議室

ウ 実施方法等

(ｱ) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。ただし、パワーポイントや映像等による補足の説明も可能とする。その場合、企画提案書の提出時に町へ電子データも併せて提出するものとする。

(ｲ) 説明時間は、審査委員からの質問を除き１５分以内とする。

(ｳ) 説明員は補助者を含め３人以内とする。

**(3) 委託候補者の決定**

ア 町は、審査委員による審査結果に基づき、第１順位の委託候補者を決定する。

イ 町は、委託候補者を決定した後、速やかにその結果を参加者に書面で通知する。

ウ 町と委託候補者とは、契約締結に向けて委託候補者の企画提案の内容に則して必要な

協議・調整を行うものとする。

エ ウの結果、契約内容について双方が合意に至らない場合、町は、次点の者と契約締結

に向けて協議・調整を行うものとする。

**(4) 企画コンペ参加の辞退**

ア 参加予定者が企画提案書等を提出しない場合は、令和７年６月２３日（月）午後５時

（必着）までに、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を上記３の(1)あて、持参又は郵

送により提出すること。

イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、このことを理由に、これ以降、町が実施

する他の企画提案募集等において不利益な取扱いを受けることはない。

**７ 契約に関する事項**

**(1) 契約書作成の要否** 要

**(2) 契約保証金** 村田町財務規則（平成９年12月22日村田町規則第19号）により判断する。

**(3) 企画提案書の位置付け**

委託候補者との契約締結に当たっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、町と委託候補者は、提案内容について必要な協議・調整を行い、契約内容について双

方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

したがって、提出した見積額が必ずしも契約額とならない場合があること。また、町と

第１順位の委託候補者が契約内容について合意に至らない場合、町は同者との交渉を打ち

切り、次点の者との協議・調整に移行する場合があること。

**(4) 委託料の支払い**

原則として委託業務完了後の精算払いとするが、業務の実施計画等に応じて前金払いと

する場合があること。

**８ 公正な企画コンペの確保**

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び

提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなけれ

ばならない。

(3) 参加者は、町が委託候補者を決定する前に、他の参加者に対して意図的に企画提案書を

開示してはならない。

(4) 候補者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行す

ることができないと判断するときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コ

ンペの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

【企画提案に関するスケジュール（一部、再掲）】

令和７年５月２２日（木） 企画提案の公募開始（町ホームページに実施要領等を掲載）

令和７年６月　４日（水）午後５時 質問票の提出期限

令和７年６月　９日（月）質問票への回答期日

令和７年６月１３日（金）企画コンペ参加届出書の提出期限

令和７年６月２３日（月）企画提案書等の提出期限

令和７年６月２３日（月）午後５時 企画コンペ参加辞退届の提出期限

令和７年６月２５日（水）村田町役場で審査委員による企画提案書の審査【コンペ実施】

令和７年６月下旬　　　　委託候補者決定（予定）

令和６年７月上旬　　　　委託契約締結（予定）